

## 静岡県 AI 活用動画コンテンツ生成サービス業務 仕様書

### 1 事業の目的

伝わる広報を実現し、県民の県政への興味関心や理解を高めるため、本県のホームページや SNS 等で使用する動画コンテンツを生成する AI サービスを導入し、分かりやすく情報を発信するとともに、職員の業務効率化を図る。

### 2 業務の内容

#### (1) AI活用動画コンテンツ生成サービスの提供

若年層を中心とした幅広い年代をターゲットにホームページや SNS 等で分かりやすく情報発信を行うため、静岡県 AI 活用動画コンテンツ生成サービス業務動画生成・編集・活用基盤として以下の仕様および機能を持つ、AI 動画生成サービスを提供する。

#### 動画コンテンツ生成サービス機能要件

##### ア 基本機能

- (ア) 職員が直接動画コンテンツの生成、修正、及び MP4 形式による動画出力ができるシステムとする。なお、出力前後に関わらず、修正回数は無制限とする。
- (イ) 正確かつデザイン性の高い動画コンテンツを月間 50 本相当生成可能なシステムとする。
- (ウ) 生成した動画コンテンツは著作権の侵害をせず、著作権の安全を担保する。
- (エ) システムは、契約から速やかに利用を開始できるようにする。

##### イ 詳細機能

- (ア) 職員がテキストやファイルをアップロードすることで動画が生成される仕様を搭載するものとする。
- (イ) 生成した説明文章、挿入動画並びに動画は、職員が簡易に修正（トリミング等）並びに削除できるものとする。
- (ウ) 動画コンテンツには、自動音声で読み上げる説明文章と同じ字幕が、自動で挿入できる仕様とする。
- (エ) 動画コンテンツには、職員が用意した画像や動画等を挿入できる仕様とする。
- (オ) 県が指定するキャラクターの 3D アバターモデルを作成し、県が指定する自動音声による読み上げ機能が搭載される仕様とする。
- (カ) SNS や広報用に、縦画面の動画も作成できる仕様とする。

##### ウ 基本操作

操作にあたっては専門的な動画制作の知識・経験は不要とし、初心者でも問題なく利用できるものであること。

##### エ 利用環境

庁内インターネット系 LAN に接続した端末パソコンから操作を行う Web 型システムとし、端末側に特別なプログラムのインストールの必要がなく、端末機の OS は、Windows10 が使

用可能なものとする。また、今後導入予定の Windows11 でも使用可能なものとする。

#### オ セキュリティ

以下の要件を満たすこと。

- (ア) ユーザー認証（ID、パスワード等による認証）にて、操作者を特定できること。
- (イ) IP アドレスの指定によるアクセス元も制御ができること。
- (ウ) 通信は暗号化（TLS/SSL 通信）に対応していること。
- (エ) ユーザーが入力したプロンプト等が、生成AIの再学習に利用されないようにするとともに、生成AI上に保存されないようにすること。
- (オ) 上記の利用状況、ログ、アカウント情報等には、管理者（静岡県広報戦略課）のみがアクセスできること。また、サービスの不具合など、緊急を要する場合を除き、受託者は、本県の許可なく同データにアクセスしないこと。
- (カ) 契約終了後から3か月経過後に、利用状況、ログ、アカウント情報等のデータを完全に削除すること（ただし、同一事業者が引き続き同種の業務を受託した場合を除く）。

#### カ アカウント設定及び管理者機能

課ごとに利用者用アカウントを用意する。ユーザーアカウント数は、100 を目処とする。また、広報戦略課には以下の管理者用の権限を付与する。

- (ア) ユーザーの追加・削除・アドレス変更

#### (2) 管理者及びユーザーへのサポート

- ア 管理者及びユーザーの利用方法を分かりやすく記載したマニュアルを提供すること（動画マニュアル可）。
- イ 管理者や利用者からの利用方法等に関する問合せへのサポート体制を構築し、職員による動画生成・編集・活用がもっとも効果的に行われるよう、メール、電話チャット等で利用上の問い合わせ対応やトラブル支援等を行うこと。

#### (3) 研修の実施

職員がサービスを円滑かつ効果的に利用できるよう職員向け研修を実施する。

#### (4) 報告書作成

広報戦略課が実施する、動画作成者への事業内容に関するアンケート結果（生成動画コンテンツを利用したウェブページや SNS の運用状況等）をとりまとめ、毎月報告書を速やかに提出する。

### 3 業務実施計画書の提出

- (1) 契約締結後7日以内に任意様式で実施計画を提出すること。
- (2) 提出された業務実施計画書の内容に不適当な箇所があると委託者が認めるときは、変更又は修正をすること。

#### 4 業務完了報告書の提出

- (1) 業務が完了したときは、業務完了実績報告書（様式第1号）を提出すること。
- (2) 業務完了報告書には、上記2の実施内容が分かる資料を添付すること。

#### 5 その他の留意事項

##### (1) 実施体制

- ア 受託者は本事業を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- イ 実施責任者は、静岡県の担当者と十分な意志疎通が図れる者とし、契約期間を通じて、緊密な連携と調整を図ること。

##### (2) 秘密保持等

- ア 静岡県及び受託者は静岡県個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。
- イ 受託者は、この業務の遂行の過程で知り得た秘密を、県が公表するまで他に漏らしてはならない。
- ウ 万が一、個人情報の漏洩に伴い静岡県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- エ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

##### (3) 著作権等

- ア 本業務により作成された成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、静岡県に帰属するものとする。
- イ 静岡県は、受託者の著作者人格権の同一性保持権に抵触しない範囲内で、成果物の変更を行うことができるものとする。
- ウ 定めのない事項については、双方誠意をもって協議し解決にあたる。
- エ 県は、本著作物を利用するに当たって、著作者の表示をすることを要しない。
- オ 受注者は第三者が有する著作権や商標権等の権利を侵害しないものであることを保証すること。また、他者の著作権侵害など知的財産権等に関わる問題が生じた場合は、受注者が全責任を負うこと。

##### (4) その他

- ア 上記に基づいて、契約を締結する。
- イ 契約後、契約額の範囲内で内容を変更する必要がある。また、当仕様書に記載されていない事項または疑義が生じた場合は、静岡県と受託者の協議により決定するものとする。

様式第1号

業務完了報告書

- 1 業務の名称 令和8年度静岡県A I活用動画コンテンツ生成サービス業務
- 2 業務期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 業務完了年月日 年 月 日
- 4 特記事項

上記のとおり業務を完了したので報告します。

年 月 日

静岡県知事 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印